

# 消防用設備等点検仕様書

## 1. 基本事項

滝川市立病院の防災設備を適正に維持保全していくために、点検及び保守等の保全業務が重要であり、本仕様書により、業務・責任の明確化を図り、当業務を円滑に実施するものとする。

## 2. 点検設備

- ①消火器 ②移動用消火設備 ③自動火災報知設備 ④防火・防排煙設備
- ⑤火災通報装置 ⑥総合操作盤 ⑦スプリンクラー設備 ⑧連結送水管設備
- ⑨粉末消火設備 ⑩不活性ガス消火設備 ⑪非常用放送設備 ⑫誘導灯設備
- ⑬自家発電設備 ⑭蓄電池設備

## 3. 保守点検内容

### (1) 点検内容及び方法

消防用設備の点検は、消防法第17条の3の3、及び消防施行規則第31条の6第2号の規定に基づき行い、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

- ・機能点検 1回/年
- ・機能検査及び総合点検 1回/年

機能検査及び総合点検を年1回、機能点検を年1回とし、業務実施日は別途協議して定める。

自家用発電設備については、保安規定（電気事業法42条）、建築基準法及び消防法の定めるところより適正に点検を実施し、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

### (2) 年間的点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・仮設・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

### (3) 一般事項

点検を行うにあたっては、関係者と十分協議し危害発生防止を図るとともに当点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再確認することにより必ず元の状態に復元しておくものとし、機器類は点検と同時に清掃を行うこと

(4) 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は消防設備免状等を携帯していること。

(消防法第17条の3の3、第17条の13)

(5) 受注者の負担の範囲

イ. 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ロ. 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、受注者の負担とする。

ハ. 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(6) 異常時の対処、臨機の措置

保守点検期間中及び点検時に、機器等に異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、施設管理者に通報し対応方法等については協議すること。

5. 業務の安全衛生管理

業務担当者の安全衛生に関する事項については、関係法令に従って管理を行う。また業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必ず必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。